

令和7年（2025年）2月20日

熊本市「予防接種に関する事務」全項目評価書（素案）に関する パブリックコメントについて

熊本市では、策定中の熊本市「予防接種に関する事務」全項目評価書（素案）について、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき下記のとおり実施します。

記

募集期間	令和7年（2025年）2月21日(金) ～令和7年（2025年）3月26日(水)
公表方法	熊本市ホームページ掲載 感染症予防課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧
公表する内容	熊本市「予防接種に関する事務」全項目評価書（素案） 熊本市「予防接種に関する事務」全項目評価書（素案）の概要
意見の募集方法	電子メール、郵送、ファクス
意見に対する回答等	計画策定会議において、意見を踏まえた計画の再検討を行ったうえで、熊本市ホームページ掲載や、感染症予防課、情報公開窓口、区役所、地域コミュニティセンター等での縦覧により、意見のまとめごとに本市の考え方を公開します。

問い合わせ先
熊本市感染症予防課（364-3189）
課長：木村 仁洋
担当：吉原、渡邊、武村

お持ち帰り用

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価について

【概要】

1. 目的

国が進める基幹業務システムの統一・標準化に伴い、予防接種の記録などを管理するシステム（健康管理システム）について、ガバメントクラウドへの移行を予定しています。

これにより、特定個人情報の保管場所がガバメントクラウド上に変更になることから、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十八条」の規定により特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。

この度、予防接種に関する事務の全項目評価書の策定につき、広く市民の皆様の意見を求めます。

2. 評価の対象となる文書とその構成

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 全項目評価書

【構成】赤字が今回修正を加える場所

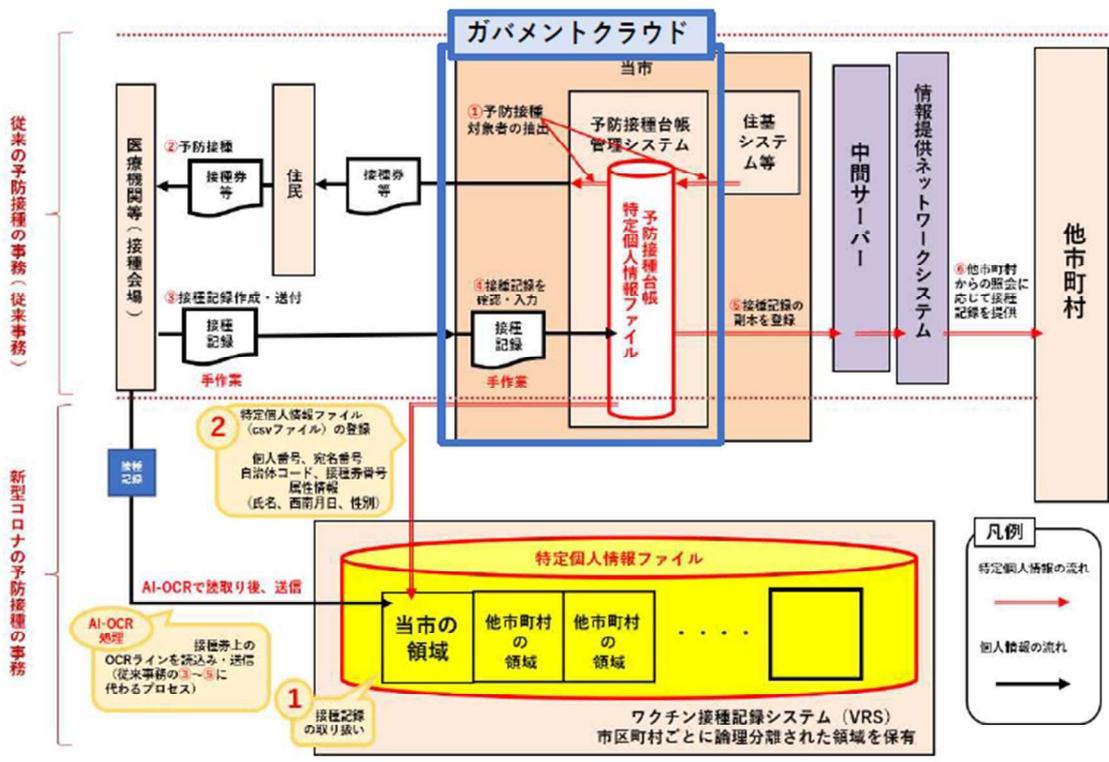
項目	内容
I 基本情報	<ul style="list-style-type: none">・ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務・ （別添1）事務の内容・ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム・ 特定個人情報ファイル名・ 特定個人情報ファイルを取り扱う理由・ 個人番号の利用・ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携・ 評価実施機関における担当部署・ 他の評価実施機関

II 特定個人情報ファイルの概要 (1) ~ (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイル名 ・ 基本情報 ・ 特定個人情報の入手・使用 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・ 特定個人情報の提供・移転 ・ 特定個人情報の保管・消去 ・ 備考
III リスク対策 (プロセス) (1) ~ (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイル名 ・ 特定個人情報の入手 ・ 特定個人情報の使用 ・ 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ・ 特定個人情報の提供、移転 ・ 情報提供ネットワークシステムとの接続 ・ 特定個人情報の保管、消去
IV リスク対策 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査 ・ 従業者に対する教育・啓発 ・ その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ
VI 評価実施手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎項目評価 ・ 国民、住民等からの意見の聴取 ・ 第三者点検 ・ 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

3. 主な修正内容について

既存の予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書にデータ連携先としてガバメントクラウドを追記し、ガバメントクラウド上に保管することのリスク対策等の措置を追記しました。

今回追記箇所



6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

<執務室における措置>
 特定個人情報が記載された届出書等及び外部記録媒体については、施錠ができるキャビネット等に保管する。

<データセンターにおける措置>
 ・外部侵入防止のための措置：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ
 ・入退管理のための措置：ICカードと静脈認証による入退管理、要員所在管理システム
 ・不正持込・持出防止のための措置：生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>
 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。

日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

4.特定個人情報保護評価のスケジュール

時期	内容
R7年2月21日 ～R7年3月26日	パブリックコメントの実施
R7年5月～R7年6月 (予定)	第三者点検（熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会）の実施
R7年8月（予定）	・個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書を提出 ・熊本市のホームページ上で公開